

2025年7月31日基準

追加型投信／海外／株式

運用実績

基準価額

19,407円

前月末比

+ 1,837円

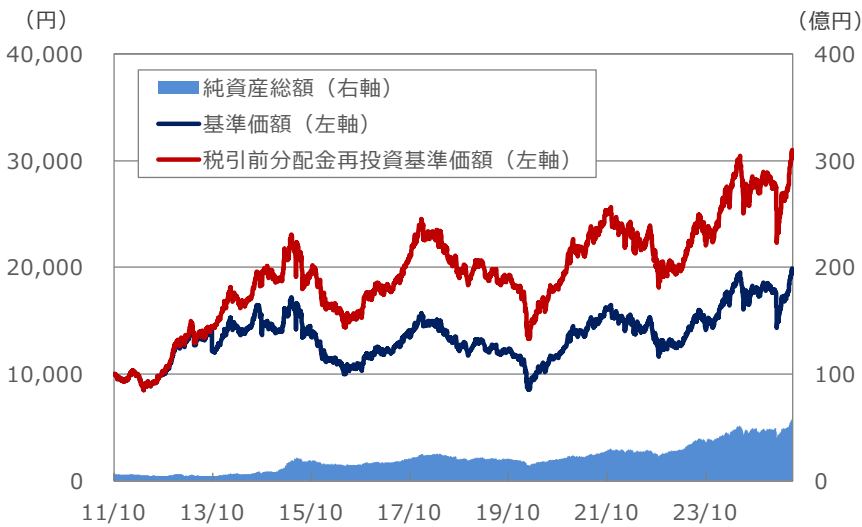
純資産総額

56.71億円

※基準価額は信託報酬控除後の値です。

ファンド設定日：2011年10月28日

基準価額等の推移



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。

※税引前分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

※当ファンドの設定日前日を10,000として指数化しています。

資産構成（単位：百万円）

ファンド	金額	比率
ハーベスト・アジア フロンティア エクイティファンド クラスJ*	5,427	95.7%
F O F s 用短期金融資産 ファンド（適格機関投資家専用）	1	0.0%
現金等	243	4.3%

*ハーベスト アジア フロンティア エクイティ ファンド クラス J 受益証券を以下、「ハーベスト AF エクイティ ファンド」といいます。

※現金等には未収・未払項目などが含まれるため、マイナスとなる場合があります。

※「ハーベスト AF エクイティ ファンド」の金額は、基準日の前営業日の1口当たり純資産価格により算出しています。

期間収益率

設定来	1 カ月	3 カ月	6 カ月	1 年	3 年	5 年
202.59%	10.46%	22.70%	5.03%	7.66%	38.50%	87.47%

※期間収益率は税引前分配金を再投資したものととして算出した税引前分配金再投資基準価額により計算しています。

収益分配金（税引前）推移

決算期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	設定来累計
決算日	2020/10/26	2021/10/25	2022/10/25	2023/10/25	2024/10/25	
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	

※収益分配金は1万口当たりの金額です。

※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の水準を示唆・保証するものではありません。

組入投資信託証券（ハーベスト AF エクイティ ファンド）の状況

2025年7月末基準

※本ファンドの主要投資対象であるハーベスト AF エクイティ ファンドの資料につきましては、ハーベスト グローバル インベストメント リミテッド社の資料を基に S B I アセットマネジメントにて作成しております。

1 口当たり純資産価格の推移



※設定日の1口当たり純資産価格は1,000円です。
※報酬（固定報酬・成功報酬）控除後の数値です。
※グラフは、B N P パリバ セキュリティーズ・サービスが算出した数値に基づいています。
※上記純資産価格は、「ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド」の基準価額に反映されたものです。

1口当たり純資産価格

純資産総額

3,926.1円

54.27億円

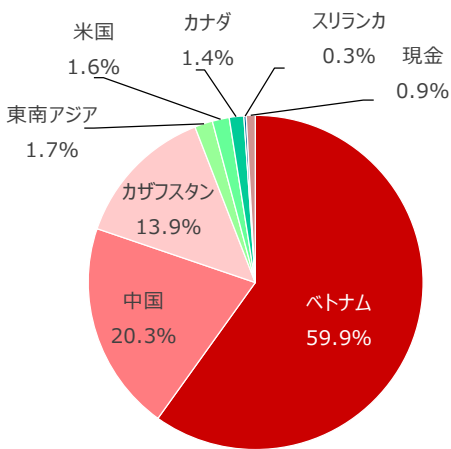
前月末比

+ 386.0円

期間収益率

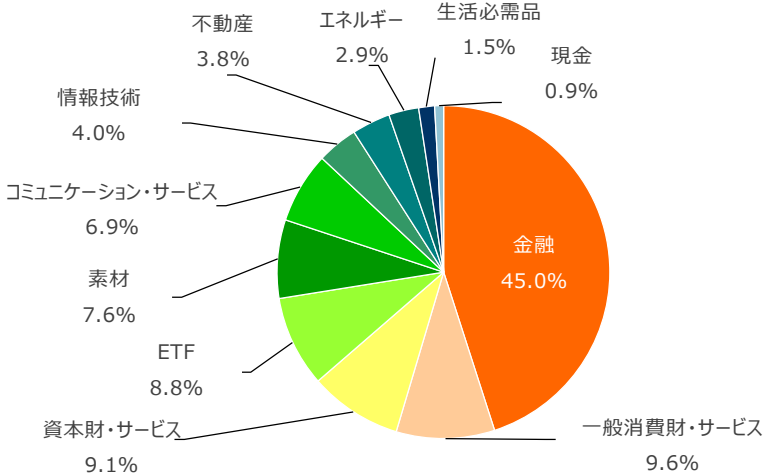
設定来	1 カ月	3 カ月	6 カ月	1 年	3 年	5 年
292.61%	10.90%	23.93%	5.93%	9.33%	45.95%	105.12%

市場別構成比率

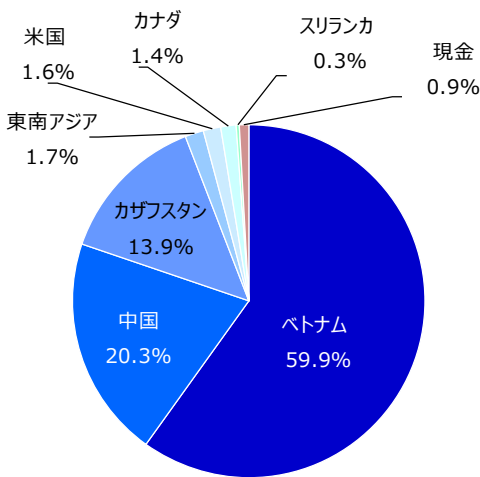


※ハーベスト AF エクイティ ファンドの純資産総額に対する比率です。
※各構成比率は表示単位未満を四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

業種別構成比率



組入企業が事業展開をしているフロンティア諸国等※



※組入企業が事業展開をしているフロンティア諸国・地域等を示しています。
※比率は各組入銘柄の株式評価額を「ハーベスト AF エクイティ ファンド」の純資産総額で除した値を合計しています。

組入上位5銘柄

銘柄名	事業展開をしている フロンティア諸国等※1	業種	比率※2
1 ヴァンエック・ベトナムETF	ベトナム	ETF	8.83%
2 ハリク・セービングス銀行	カザフスタン	金融	8.47%
3 軍隊商業銀行	ベトナム	金融	8.07%
4 ベトナムテクノロジー & コマーシャル証券株式会社	ベトナム	金融	6.87%
5 H D F C 銀行	ベトナム	金融	5.88%

※1 各企業が事業展開をしているフロンティア諸国・地域等を示しています。
※2 ハーベスト AF エクイティ ファンドの純資産総額に対する比率です。

投資環境及びコメント

当月の市場動向

7月のベトナム株式市場では、VN指数が米ドル建てで8.8%上昇しました。VN指数は過去2年間で最も強い月間上昇となりました。6月からの上昇モメンタムを引き継ぎ、月内を通じて堅調に上昇し、7月28日には1,557.4ポイントで引け、過去最高の終値水準を記録しました。もともと、7月最終週には利益確定売りが強まり、月末の終値は1,502.5ポイントとなりました。7月のラリーは複数の主要因によるものと考えます。7月2日には、トランプ大統領がベトナムに対する相互関税を20%に修正して発表（4月2日の発表では46%）しました。さらに7月7日、ホワイトハウスは米国の貿易相手国の一部に書簡を発出し、いずれもベトナムより高い関税率を割り当てました。

7月のベトナム国内経済活動は、堅調な消費と投資に支えられて活発でした。一方で、8月7日から米国の関税引き上げが適用開始となる見込みのため、輸出は今後数カ月で減速に備える展開となりました。

カザフスタンのKAZAK指数は約6.6%上昇し、6,413.66で引けました。国内の株式売買高が堅調で、一方で海外投資家の参加比率は低水準でした。インフレ率は前年比11.8%で横ばい、月次の物価上昇は減速したものの、テングは対米ドルで過去最安値水準まで下落しました。サービス業は7か月連続で拡大し、PMIは54.0となりました。上半期の原油生産は+11.6%増加。ドイツ向けやBTCパイプライン経由の輸出が増えた一方、原油の大半は引き続きロシアの港湾経由で輸送されています。政策面では、カザフスタンがトルコとの協力協定に署名し、長期的な燃料輸出・精製戦略を前進させるとともに、「ミドル・コリドー」交易路での役割を強化。市場における機会とマクロリスクの双方を浮き彫りにしました。

7月、スリランカの CSEALL 指数は米ドル換算で約8.4%上昇しました。市場は力強い反発を続け、月中には初めて18,500を上回りました。マクロ面では、同国は回復基調を維持しており、実質GDPは第1四半期に+4.8%成長しました。中央銀行は7月に政策金利を7.75%で据え置き、特にアパレル部門に打撃となり得る米国関税の不確実性の中で、インフレ目標と成長支援のバランスを取りました。スリランカはIMF支援の改革プログラムの恩恵を引き続き受ける一方、外部リスクを相殺するために新たな貿易・二国間関係の構築も進めています。

7月、バングラデシュのDSEX指数は米ドル換算で12.5%上昇し、当月は他市場を上回りました。インフレ率が約8.5%まで低下し、外貨準備高が250億米ドルへ回復、対外収支も改善するなど、安定化しつつあるマクロ環境に加え、投信規制や配当ルール、ガバナンス義務の強化といった構造的な市場改革が投資家心理を再び押し上げ、市場は本格的な強気相場に向けた体制が整いました。市場参加は急増し、売買代金は高水準に達しました。とりわけ銀行、医薬品、食品セクターの活況と優良銘柄の堅調さが牽引しました。

7月の輸出額は過去最高となりました。他方で、通商摩擦を受け、政府間取引で米国産小麦22万トンの購入を承認し、長期の輸入コミットメントを模索するなど、関税リスクの緩和に向けた戦略的対応も進みました。経済は慎重ながら持ち直しの兆しを示しており、2025年度の成長見通しは3～4%程度に修正されています。政府が進める構造改革と歳入改革は、引き続き貿易と財政の安定に寄与しています。

今後の見通しと運用方針

全体として、政治的不確実性や課題は残るものの、力強い株式相場、流動性の改善、構造的な通商措置、底堅いマクロ指標は、慎重ながらも楽観的な市場見通しを示唆しています。米国の貿易相手として、ベトナムの関税率は同業国平均より4%低く、その結果、世界的な製造業移転先としてのベトナムの魅力は一段と高まっています。協定の詳細はまだ最終決定していないものの、FTSEによる格上げの可能性を背景に、グローバル投資家がベトナム株式へのエクスポージャーをさらに高めるとの期待が高まっています。

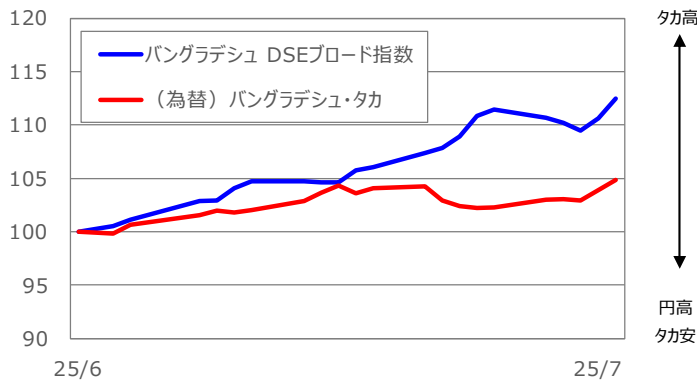
世界の主要国間では、経済・通商戦争が長期化する可能性が高く、これは世界のサプライチェーンの分散につながるでしょう。より長期的な視点では、アジアのフロンティア市場全体がサプライチェーン分散の追い風を享受すると見ています。これらの市場を運用するには、流動性、ガバナンス、通貨動向、政治的変動の可能性に細心の注意が必要ですが、今後数年の主要な構造的トレンドの恩恵を受ける見込みがあり、十分に調査されていない領域が存在します。

※ハーベスト グローバル インベストメント リミテッド社から提供された情報を基に S B I アセットマネジメント作成。

※上記コメントは作成時点のものであり、将来の市場動向の変動等をお約束するものではありません。

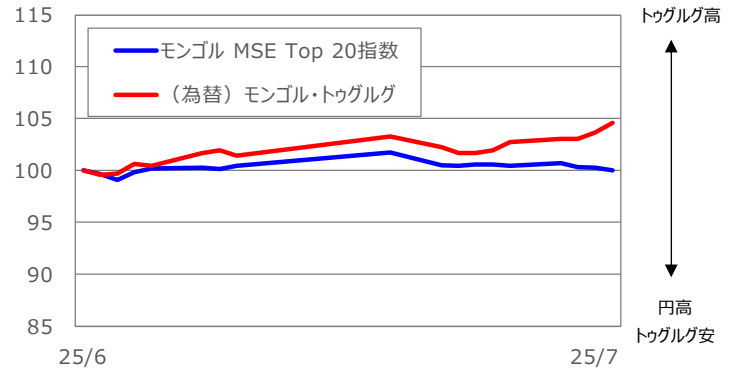
ご参考情報－アジア・フロンティア 5 カ国の株式市場の騰落率及び為替レートの変化率

バングラデシュ



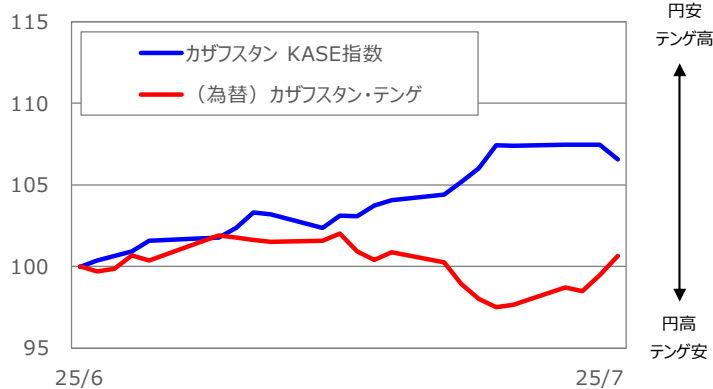
(株式) 前月末比	+12.50%上昇	(為替) 前月末比	+4.87%上昇
--------------	-----------	--------------	----------

モンゴル



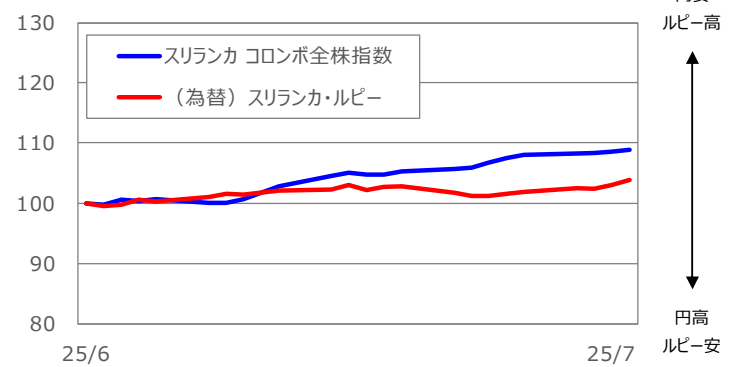
(株式) 前月末比	+0.05%上昇	(為替) 前月末比	+4.61%上昇
--------------	----------	--------------	----------

カザフスタン



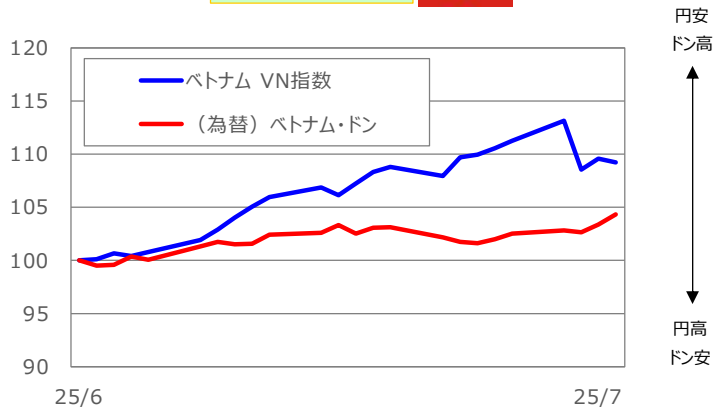
(株式) 前月末比	+6.57%上昇	(為替) 前月末比	+0.62%上昇
--------------	----------	--------------	----------

スリランカ



(株式) 前月末比	+8.96%上昇	(為替) 前月末比	+3.96%上昇
--------------	----------	--------------	----------

ベトナム



(株式) 前月末比	+9.19%上昇	(為替) 前月末比	+4.33%上昇
--------------	----------	--------------	----------

※ ブルームバーグ等のデータを基に S B I アセットマネジメントが作成。
 ※ 株価指数は現地通貨ベース、為替は対円レートでの推移を記載しています
 (前月末=100として指数化)。
 ※ 過去の実績であり、今後の運用成果や市場環境等を保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

本ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

ファンドの特色

●主として、外国投資信託「ハーベスト・アジア フロンティア エクイティファンド クラス」受益証券と「F O F s 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」受益権への投資を行い、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

主に、アジア・フロンティア・マーケットという、アジアの比較的小さくまだ発展途上の商圈において恩恵を受ける企業へ投資します。このアジア・フロンティア・マーケットには、例えば、バンラデシュ、モンゴル、カザフスタン、スリランカ、ベトナム等が含まれますが、これらに限られるものではありません。これらの国々の企業および当該各国で主な事業展開をする企業の上場株式等（他の比較的大きな株式市場）に投資する外国投資信託受益証券および受益権への投資を通じて、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※一部、上場予定の未公開株式及び債券等に投資する場合があります。

- 外国投資信託「ハーベスト・アジア フロンティア エクイティファンド クラス」受益証券への投資比率を高位に保つことを基本とします。
- 外国投資信託の運用については、「ハーベスト グローバル インベストメント リミテッド（香港）」が行います。
- 外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。特に、本ファンドは投資信託証券への投資を通じて実質的にフロンティア諸国の株式等への投資を行います。一般的にフロンティア市場への投資は、先進国市場への投資に比較して、カントリーリスクや信用リスク等が高くなります。したがって、基準価額が大きく下落し、非常に大きな損失を生じるおそれがあります。本ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。本ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、本ファンドが実質的に投資するフロンティア市場には、一般に先進国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度（市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。また、発行者情報の開示等の基準が先進国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、フロンティア諸国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。
信用リスク	投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。
流動性リスク	投資者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国に比べ、相対的に流動性リスクが高くなると考えられます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

追加型投信／海外／株式

お申込みメモ	
購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して8営業日目にお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	香港の商業銀行の休業日には受付を行いません。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金（解約）の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限（設定日：2011年10月28日（金））
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	年1回、原則として10月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社または、委託会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 本ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

その他の留意点

- ・ 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・ 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・ 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。なお、デリバティブ取引については、社内規程に基づいて投資方針に則った運用が行われているか日々モニタリングを行っています。
流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

追加型投信／海外／株式

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込金額に3.3%（税抜：3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額を、ご換金（解約）時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に年1.474%（税抜：年1.34%）を乗じて得た額とします。当該報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 投資対象とする投資信託証券^{*1}の信託報酬は年0.65%程度となります。 ^{*1} 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.65%）を表示しています。 実質的な負担^{*2}の信託報酬は年2.124%（税込）程度となります。 ^{*2} 本ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。（2025年4月末現在）
その他の費用及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

委託会社	S B I アセットマネジメント株式会社（信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社（ファンド財産の保管・管理等を行います。）
販売会社	※最終頁をご参照ください。（受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。）

追加型投信／海外／株式

販売会社一覧

金融商品取引業者名	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本STO協会
株式会社 S B I 証券 ^{※1}	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第44号	○	○	○	○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第67号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第61号	○	○	○	○
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第110号	○	○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長 (金商) 第140号	○	○	○	○
マネックス証券株式会社 ^{※2}	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○	○
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第633号	○			
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第2251号	○	○	○	○
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第164号	○	○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第52号	○	○	○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第624号	○	○		
株式会社 S B I 新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社 S B I 証券)	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第10号	○	○		
株式会社 S B I 新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第10号	○	○		

■販売会社では、受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。

※1 株式会社 S B I 証券は上記協会のほか、日本商品先物取引協会および一般社団法人日本暗号資産等取引業協会にも加入しております。

※2 マネックス証券株式会社は上記協会のほか、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会にも加入しております。

本資料のご留意点

○本資料は、S B I アセットマネジメントが作成した販売用資料で、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○本資料は、S B I アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○当ファンドをお申込みの際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。